

# 「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマーク使用規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、高知県が著作権を有する「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (使用許諾申請等)

**第2条** ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、高知県知事（以下「知事」という。）に使用許諾申請書（別記第1号様式）を提出し、その許諾を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を不要とする。

- (1) 県内の地方自治体や公共的団体等が利用するとき。
- (2) そのほか、「土佐寿司を盛り上げる会」が特に認めるとき。

2 前項の申請に要する費用は、申請者が負担するものとする。

## (使用許諾)

**第3条** 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、使用を許諾するものとする。

- (1) 土佐寿司及び土佐田舎寿司のイメージを損ない、又は損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に関与する者が利用するとき。
- (4) 当該使用規程に基づいて使用しないおそれがあるとき。
- (5) その他公益上の観点又は著作権管理上の観点から不適當であるとき。

2 知事は、ロゴマークの使用を許諾するとき又は使用を認めないときは、別記第2号様式による使用許諾回答書により、申請者に通知する。

## (使用の条件)

**第4条** ロゴマークを使用する商品及びサービスのうち土佐寿司は、県内で伝統的に作られてきた郷土料理（米を使わないおから寿司も含む）または、寿司飯にユズ等の柑橘の酢を使用した寿司とする。

2 土佐田舎寿司は、ミョウガ、タケノコ、椎茸、こんにゃく等の山の幸のにぎり寿司をメインに、その時々旬の食材を使った複数の種類の寿司を組み合わせたもので、寿司飯にはユズなどの柑橘の酢を使用するものとする。

3 寿司のネタや酢は、可能な範囲で県産食材を使用するものとする。

4 ロゴマークの図形を改変して使用しないものとする。

## (使用料)

**第5条** ロゴマークの使用料は、当面の間は無償とする。

## (利用の終了届出)

### 第6条

利用者はデザインを使用する必要がなくなったときは別記第5号様式による「土佐寿司」等ロゴマーク利用の終了届を知事に提出しなければならない。

## (許諾内容の変更)

**第7条** 使用者が許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、知事に別記第3号様式による使用内容変更許諾申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 知事は、ロゴマークの使用内容の変更を許諾するとき又は変更を認めないときは、別記

第4号様式による使用内容変更許諾回答書により、使用者に通知するものとする。

3 第2条第2項、第3条第1項及び前条の規定は、第1項の申請について準用する。

#### (許諾の取消し)

**第8条** 知事は、ロゴマークの使用が許諾内容に違反していると認める場合には、当該許諾の取消しをすることができる。

2 前項に規定する許諾の取消しは、別記第6号様式による使用許諾取消書により、使用者に通知する。

3 使用者は、第1項の規定によりロゴマークの使用が取消しされたときは、取消しの通知があった日以降、これを使用してはならない。

#### (目的外使用及び権利譲渡の禁止)

**第9条** 使用者は、第3条の規定により許諾を受けた目的以外の目的のためにロゴマークを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

#### (責任の制限)

**第10条** 第8条の規定により、ロゴマークの使用の許諾を取り消した場合において、使用の許諾を取り消された者又は第三者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償を求められた場合でも、知事はその責めを負わない。

3 使用者は、ロゴマークの使用により高知県に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無に関わらず、これによって生じた損害を高知県に賠償しなければならない。

#### (使用状況の調査)

**第11条** 知事は、使用を許諾したロゴマークの使用状況について調査をすることができる。この場合、使用者は知事からの調査の通知を受けた場合は、ロゴマークの使用状況について知事に報告しなければならない。

#### (補則)

**第12条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

この規程は、令和2年10月25日から施行する。

この規程は、令和5年4月17日から施行する。

使用許諾申請書

高知県知事 様

(申請者) 住所  
氏名 印  
連絡先

「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマークの使用許諾を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマーク使用規程を遵守するとともに、下記5の遵守事項に違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約します。

記

- 1 使用するロゴマークの種類  
土佐寿司 ・ 土佐田舎寿司
- 2 マークを使用する商品等の種類
- 3 使用目的及び内容
- 4 使用開始日 年 月 日
- 5 遵守事項（内容を確認し、にチェックを入れてください。）  
土佐寿司または土佐田舎寿司のイメージを損なわないこと。  
法令又は公序良俗に反しないこと。  
暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。  
使用規程に基づいて使用すること。  
その他公益上の観点又は著作権管理上の観点から不適當でないこと。

<添付書類>

- (1) ロゴマークの使用方法がわかる資料等
- (2) 申請者の概要がわかる書面（会社パンフレット等）

【県記入欄】

受理年月日	受理番号	担当者
年 月 日	第 号	印

使用許諾回答書

（申請者）

様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマークの使用について、その使用を（認めます・認めません）。

（認める場合）なお、使用に当たっては、「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマーク使用規程を遵守してください。

- 1 許諾番号：
- 2 使用するロゴマークの種類
- 3 使用する商品等
- 4 使用目的及び利用方法

年 月 日

使用内容変更許諾申請書

高知県知事 様

(申請者) 住所  
氏名 印  
連絡先

年 月 日付けで許諾を受けた「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマークの使用内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許諾番号
- 2 使用するロゴマークの種類
- 3 変更内容
- 4 変更理由

【県記入欄】

受理年月日	受理番号	担当者
年 月 日	第 号	印

使用内容変更許諾回答書

（申請者）

様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマーク使用内容の変更について、その変更を（認めます・認めません）。

（認める場合）なお、使用に当たっては、「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマーク使用規程を遵守してください。

- 1 許諾番号
- 2 使用するロゴマークの種類
- 3 使用する商品等
- 4 使用目的及び使用方法

年 月 日

「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」のロゴマーク使用の終了届

高知県知事 様

（申請者）住所

氏名

印

連絡先

使用承諾を受けた事項について、下記により使用を終了しますので届出ます。

- 1 承諾番号 第 号
- 2 使用承諾を受けた商品等
- 3 使用終了日 年 月 日
- 4 使用終了の理由

使用許諾取消書

（申請者）

様

高知県知事

年 月 日付けで許諾した「土佐寿司」及び「土佐田舎寿司」 ロゴマークの使用  
について、その許諾を取り消します。

については、この通知の到達日以降、ロゴマークを使用できません。

1 許諾番号：

2 取消理由：